

○北斗市要保護及び準要保護就学援助費交付規則

平成18年2月1日

教育委員会規則第14号

改正 平成22年4月23日教委規則第1号

平成30年3月22日教委規則第4号

平成30年12月1日教委規則第5号

令和3年10月13日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由等によって就学困難な者の保護者に対し、必要な援助をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(就学援助の対象者)

第2条 この規則による就学援助の対象者は、北斗市内に住所を有し、国立又は公立の小学校及び中学校に在籍している児童又は生徒の保護者並びに就学予定者の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「保護者」という。）
- (2) 北斗市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）

(申請の手続)

第3条 この規則による就学援助費の支給を受けようとする保護者は、教育委員会又は学校長に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 要保護及び準要保護児童生徒に係る申請書（様式第1号）
- (2) 同意書（様式第2号）
- (3) 申請の日の属する年の前年（申請受付日が1月1日から3月31日の場合は前々年）における世帯の構成員の収入の状況を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(要保護者及び準要保護者の認定)

第4条 教育委員会は、申請書を受理したときは、速やかに申請書の内容を審査し、必要に応じて北海道知事、民生児童委員及び学校長の助言を求め、認定の可否を決定するものとする。

2 認定基準については、教育委員会が別に定める。

(決定の通知)

第5条 教育委員会は、就学援助の認定の可否を決定したときは、速やかに保護者及び当該学校長に、決定の内容を通知するものとする。

(就学援助費の支給)

第6条 教育委員会は、就学援助の認定を受けた保護者には、別に定める内容で就学援助費を支給するものとする。

(就学援助の仮認定)

第6条の2 前条に規定する入学前支給に係る可否については、仮認定として取り扱うものとし、第4条及び第5条の規定に基づく決定をもって本認定とする。

2 教育委員会は、前項に規定する仮認定にあたり、審査の時点において認定の基準を満たさない場合は、規則第4条及び第5条の規定による本認定まで審査を保留することができる。

3 教育委員会は、仮認定に係る就学予定者が入学したときは、再度当該申請内容を審査の上、就学援助の支給の可否を決定し、この決定をもって本認定とする。

(変更の届出)

第7条 就学援助費の支給を受けている保護者が、年度の途中において経済状況の好転又は児童若しくは生徒が設置者の異なる学校へ転学若しくは死亡等により受給内容に変更が生じた場合は、保護者及び当該学校長は、速やかに届け出るものとする。

(認定の変更及び取消し)

第8条 教育委員会は、前条の規定による届出があった場合には、内容を審査し、就学援助費の変更及び認定の取消しを行い、その旨を保護者及び当該学校長に、通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第9条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときには、既に支給した就学援助費を返還させることができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上磯町要保護及び準要保護就学援助費交付規則（昭和63年上磯町教育委員会規則第2号）又は大野町要保護及び準要保護就学援助費交付規則（平成7年大野町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年4月23日教委規則第1号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月1日教委規則第5号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年10月13日教委規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和4年度分以降の申請について適用し、それ以前の年度分の申請については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

年度 要保護・準要保護児童生徒に係わる申請書(世帯票)

1 世帯の状況

学校名	児童生徒氏名	4月1日 学年	申請者(保護者)	
			氏名	
			住所	
			電話	

申請時の世帯構成(申請者及児童生徒を含む)
**※住民票上の状況のみに関わらず、同居している方、また同居に関わらず生計を一にしている方
 全員を記載してください。申請後に世帯構成に変更があった場合は申し出が必要です。**

続柄	氏名	個人番号	生年月日・年齢	職業等 (勤務先又は学校名等)	年1月1日～年12月31日の収入状況 について該当するものに○
本人 (申請者)			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()
			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()
			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()
			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()
			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()
			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()
			. . . ()		給与・営業・年金・児童手当・児扶手当・特児扶手当・慰謝料・養育費・その他()

2 就学援助費を必要とする該当項目(あてはまるものに○を付すこと)

- 1 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い。
- 2 ひとり親家庭で経済的に困窮している。
- 3 その他(くわしく記入してください。)

3 住宅等の状況

住宅区分	同居等の状況	家賃等	自家用車			特記事項
・持ち家 ・借家 ・公営住宅 ・アパート ・その他 ()	※申請者とその配偶者及び子以外の同居者 ・あり ・なし	・なし	区分	年式	車種	
		・家賃 円/月	軽・普			
			・地代 円/月	軽・普		

上記のとおり就学援助を必要としますので申請します。

北 斗 市 教 育 委 員 会 様

年 月 日

申請者(保護者)氏名

※自署の場合は押印は不要です。

様式第2号（第3条関係）

北斗市長 様

年 月 日

同意書

私は、北斗市教育委員会が北斗市要保護及び準要保護就学援助交付規則第4条及び第8条に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限りて同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

備考

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状を添付すること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。